

# 建物の衛生的環境や快適さを保つためには、適切な維持管理が不可欠です。

— 建物は、このように多くの維持管理が必要です。 —

## 建物の維持管理に関する法律があるのをご存じですか？

我が国では「建築物衛生法」により、一定の大きさや用途をもつ建物について「建築物環境衛生管理基準」に基づき維持管理することが定められています。また、この法律が適用されない建物でも多くの人々が利用する場合には、本法にしたがった維持管理を行う努力義務があります。建物の維持管理は、その分野に応じ「都道府県知事に登録した「専門業者」(ビルメンテナンス業者等)を活用するのが安心・安全です。

